

令和3年度 第7回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和3年10月29日(金)

開会 午前9時

閉会 午前10時50分

② 場 所 春日市役所4階405、406会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学 校 教 育 課 長	今 福 保 幸
地 域 教 育 課 長	市 場 結 実
文 化 財 課 長	高 田 勘 治

福岡女学院大学学長	伊 藤 文 一
-----------	---------

教務課統括係長	井 本 正 美
教 務 課 主 任	林 由 梨 奈

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和3年度第7回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第15号議案 令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

○扇教育長

次に、議案の付議事項です。

第15号議案 令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井教務課長

第15号議案 令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価についてでございます。本日は、学識経験者として福岡女学院大学の伊藤文一学長に御出席をお願いしております。伊藤先生には、後ほど今回の点検評価に関する御講評をいただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次に、議案の内容について御説明いたします。別冊で、令和2年度春日市教育委員会事務事業点検評価報告書の案をお配りしております。これは、10月1日の教育委員懇談会において教育委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、また、事務局で再度内容を精査いたしまして、修正したものが今回の報告書案でございます。報告書の下線を引いた箇所が、今回修正した箇所でございます。主な修正内容については、各課長の方から説明させていただきます。

○今福学校教育課長

①学校教育の充実についてでございます。大項目 きめ細やかな指導・推進体制、中項目 いじめの防止等の推進、小項目 学校、家庭、地域、関係機関との協力体制の強化について、「いじめの定義について、学校間で共通理解が必要である。」を「学校にいじめの報告について、徹底させる。」という表現に変更しております。解決した案件や程度の軽い案件等を報告していない学校があるのではないかとということで、学校に報告を徹底させていこうと思っております。

次に、同大項目、中項目 不登校児童生徒の支援、小項目 専門職による積極的支援について、不登校者が減少したという箇所について、前年度との比較のために令和元年度と令和2年度の実際の不登校者数を記載しております。変更は以上です。

○市場地域教育課長

地域教育課分の修正でございます。②社会教育・学びの推進・充実、大項目 学校・家庭・地域の「共育」基盤づくり、中項目 コミュニティスクールの推進において、「熟議の実施により」を「熟議が実施できた学校では特に」という表現に変えております。これは、前回の教育委員懇談会で成果と方向性の繋がりが分かりにくいという御指摘をいただきましたので、このような表現に変えております。

2点目に、同大項目、中項目 家庭教育力の向上、小項目 睡眠教育(眠育)の推進について、こちらも前回の教育委員懇談会で前年度の割合との比較を記載したらどうかという御意見をいただいたので、令和元年度の割合と令和2年度の割合を記載しております。

3点目に、同大項目、中項目 地域教育力の活性化、小項目 子どもの体験活動の場、居場所づくりの支援について、課題として「地域によっては、地域人材の確保が必要である。」という一文を記載しておりましたが、方向性に含めるという形で、一文を削除しております。

最後に、大項目 読書のまちづくり、中項目 生涯の学びとくらしに役立つ図書館づくりの促進、小項目 ボランティアとの連携において、2項目中0項目の実施となっておりますので、未実施ということで達成度を「2」から「1」に変更しております。変更は以上です。

○高田文化財課長

文化財課でございます。大項目 文化財の活用、中項目 春日市の文化財に対する理解の促進、小項目 文化財への関心を高める機会の提供において、文化財ボランティアの高齢化・固定化しているため新たなボランティアの育成についての検討が必要であるとの記載がありますが、これについての取組を前回の教育委員懇談会で説明しましたところ、取組状況に記載してはどうかという御意見をいただきました。ついては、令和3年度の取組状況に新規の取組としまして「新たなガイドボランティアの育成を行うため、公募を実施

する。」という一文を追加しております。公募されました新たなガイドボランティアの育成に参加される方は、4月以降育成のプログラムに参加をさせていただくこととなっております、変更は以上です。

○扇教育長

ありがとうございました。それでは、今回の点検評価について、学識経験者として福岡女学院大学の伊藤学長に御出席をいただいておりますので、最後に伊藤先生から今回の点検評価の御講評をお願いしたいと思います。

○伊藤福岡女学園学長

福岡女学院大学の伊藤でございます。春日市、福岡女学院に来まして15年になりますが、その間春日市の教育関係に関わってまいりました。昨日も春日市内にある中学校の校長先生と電話をしてまいりました。校長先生ご自身が非常に熱心で、活気があるという気がしております。また、春日高校の校長先生が高島先生の時には、よく高校に行きまして色々携わってまいりました。その後、高島校長先生は修猷館高校の校長になられて、現在は教授として九州大学の教育学にいらっしゃいます。そのように小中高と様々なことを行ってまいりました。

前山本教育長の時もそうでしたが、扇教育長の元で、チーム春日市教育委員会として一丸となって取組まれていると非常に実感しております。何故かと申しますと、子どもたちと話をしてみると生き生きとしており、自分でやりがいをもってやっているなど感じますので、教育委員会として非常に良い形になっているのではないかと思います。私は、大学では全て学生のためにとということで、学生のためになることであればなんでもやってみようと思っておりますが、春日市教育委員会におかれましても、全て子どもたちのためにとということが根付いており、その1点に集約されているのではないかと思います。

まず、学校教育の充実でございますが、不登校について、春日市では不登校者数が減っているということですが、不登校は大きな課題と思っております。私もテキストを作成しておりますので、今度扇教育長にお渡しいたします。そのテキストをよろしければ全校に配布いただき御活用いただければと思います。不登校について具体的に申し上げますと、病気や経済的状況以外の理由で30日以上欠席をした児童生徒が不登校とされております。不登校になって以後、復帰した人達もいるのですが、その人達も不登校としかカウントされておられません。復帰率というものを調べてみたら、保護者の熱意や先生の積極的な関わりで復帰している子どもたちも結構いますので、そのことを是非知っていただきたいと思っております。いずれの問題につきましても、春日市の様々な形で解決していこうと、今の形が機能しているということを私は凄く学校教育では感じます。

続いて、社会教育・学びの推進・充実でございます。私は毎年10月に文部科学省に参り

ますが、文部科学省で春日市のコミュニティスクールは有名でございます。コミュニティスクール自体が活性化してきており、広がっていると感じております。杉並区がやはりコミュニティスクールで有名でございますが、杉並区ではコーディネーターの役割が大きいなど感じましたし、教育委員会の人が一定期間変わらないことが強みなのかなという気がしております。また、栃木県では地域コーディネーターが幼稚園、小・中・高等学校全てに必ず配置されておりまして、授業を持たずに地域との関わりをずっとやっている専門みたいな方がいらっしゃいます。なかなか、財政や人事上の問題もありますが、行事関係の調整や学校と地域との関わりを丁寧になさる方がいるのもいいのではないかと感じております。

それから、文化財の保護・教育資産としての活用促進でございますが、こちらも一定の成果が見られております。できれば、地域の個展とか、あるいは文化財を子ども達に知らせて、誇りを持たせるといった教育が、これからは必要ではないかと思っております。春日市に住んでいる子ども達は学力が高いということで、子どもたちも誇りに思っているようでございます。福岡女学院大学で子どもたちの教育にも関わりを持たせていただいておりますが、確かに学力があがったと、確かにできるようになったという声もございまして、それは是非続けさせていただきたいなと思っております。先日も、春日小の校長先生から連絡がありまして、もう少し派遣していただいたらもっと子どもたちも喜んで生き活きと勉強に関われるのではないかということをおられました。

最後に、教育環境づくりでございます。私も色々な地区の様々な行事に参加いたしておりますが、地区の餅つきに行った際は本当に幅広い年齢層の方々が一緒になって、あれだけの人が集まってくるのだと思いましたが、子ども食堂に行った際もこんなに子どもたちが来るのだと驚きました。一体になって一つのことを成し遂げることができるということは成果ではないかなと思っております。

弱いところとしましては、大学ではアクション・シンキング・チームワークという、社会人基礎力というものを教えております。これは経済産業省が定義した概念でございますが、福岡女学院大学の浮田英彦教授が社会人基礎力育成グランプリで2回ほど全国大会にて大賞を受賞しております。最近の子どもたちは考え抜くという事をあまりしないので、失敗を恐れず前に踏み出す「アクション」や、疑問を持ち考え抜く「シンキング」という事を子ども達に教えていけないといけないのではないのでしょうか。それから「チームワーク」ですが、チームで一体となり目標に向かい協力し、そして一つのことを喜ぶような達成感をつくっていただければいいなと思っております。様々な人とチームを組んで働くということが重要となっております。何故かと申しますと、大学を卒業して3年以内に4割・5割近くが離職している現状がございます。良い形での離職ならいいのですが、人間関係が合わないとかうつ病とか精神的な離職理由が結構多いようでございます。そのあたりを見据えて教育を行っていかないといけないのではないかと思います。この社会人基礎力の形成については、大学だけではなく幼稚園・小学校の頃から身につくように教えていかなければな

らない課題だと思っております。

全体的には、よく皆様一体になって取り組もうとされていると思います。私からの講評は以上でございます。

○扇教育長

伊藤先生ありがとうございました。

社会人基礎力、アクション・シンキング・チームワークでございますが、春日市内の教員についてもこの点については問題だということで、メンターメンティー制を導入している小学校が増えてきております。全体で盛り上げようと、春日市内にございます12の小学校の内、1校を基幹校、1校を若年の躓いた先生を引き受けて再生させる学校としています。中学校については、とにかく人権感覚を持った教職員の必要性ということで指導しております。これを含めて春日市での教職員の成果として発揮したいと思っております。

○扇教育長

それでは、第15号議案 令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第15号議案 令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第16号議案 令和3年度教育費補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第16号議案、令和3年度教育費補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第14号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により、第16号議案は非公開とします。

- ・ 第16号議案は、非公開。
- ・ 審議の結果、第16号議案は、全員賛成により可決。

【第3 協議事項】

(1) 不登校児童生徒に係る様々な支援についてのガイドラインについて

○扇教育長

次に協議事項でございます。

不登校児童生徒に係る様々な支援についてのガイドラインについて説明をいたします。

まず始めに、不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援についてのガイドラインでございます。ガイドラインについては、令和元年10月25日付け元文科初第698号を踏まえ、春日市では一定の要件を満たす場合において、ICT等を用いて相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとするとしています。要件としましては、全部で5項目ございますが、ICT等を活用した学習支援等を挙げております。

次に、不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドラインでございます。不登校児童生徒の中で、学校外の施設において相談・指導を受ける児童生徒に対し、一定の要件を満たす場合にはこれらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとなりますが、ICT等を活用した学習活動を行う民間事業も何でも良いというわけではございません。ついては、指導要録上出席扱いとする上での要件等を8項目挙げております。

次に、不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドラインでございます。こちらはフリースクールを想定していただければと思います。フリースクールについてもどこでも良いというわけにはいきませんので、ガイドラインを設けております。令和元年10月25日付けの不登校児童生徒への支援の在り方に関する通知文をもって、春日市でもガイドラインを定めたところでございます。要件については、全部で7項目ございます。

更に、春日市立小学校・中学校に在籍する不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関する要綱でございます。これについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に係る出席停止の取扱いもございしますが、不登校児童生徒に関しましては、ICT等を使用したり民間施設を利用したりしまして要件を満たしていれば、指導要録上の出席扱いとすることについては、文部科学省からの通知にありますので、それに基づいて要綱を定めていると

ころでございます。

最後に、教職員に向けたオンライン授業における出欠の取扱いに関するQ&Aでございます。

なお、この不登校児童生徒に関するガイドラインにつきましては、全国全ての教育委員会が作成しているものではなく、福岡県内においてもまだまだ少数でございます。近隣では春日市教育委員会と太宰府市教育委員会、九州では熊本市教育委員会が作成しております。この不登校児童生徒の出席に関するガイドラインは令和元年度に法律ができて、令和2年度から実施を予定しておりましたが、少々遅れましたが、本年の9月をもって作成しております。

では、ただいま説明しました内容について、協議をいたします。質疑、御意見等がございますか。

○安本委員

民間事業のフリースクールを利用した場合も出席扱いとなるとのことでしたが、どういふ場合に出席扱いとなるのでしょうか。要綱では校長判断とありますが、認識の違いで出席扱いになる場合ならない場合が出て来ないのでしょうか。もしくは、春日市教育委員会の方で認可制という形を取られるのでしょうか。

○扇教育長

実態を申しますと、2年前から、特に中学校で、フリースクールを利用しております。フリースクールを利用する児童生徒が在籍する学校長と春日市教育委員会から数名でフリースクールに行き、児童生徒が学習する様子を見学し、フリースクールの責任者とどういふ教育過程をしてどのように保護者と連絡を取って行くかを意見交換して確認を取りました。学校に復帰することを前提とした教育過程であり出席扱いの報告も毎月行うとのこと、また、本人とも面談をした時に非常に表情が良かったので、全ての要件を満たすと判断いたしました。フリースクールの見学や意見交換をする際は、必ず学校長が行くようにしております。このように、9つのフリースクールは春日市教育委員会として承知しております。県下にフリースクールが46校あり、近隣に12・13校ございまして、できれば今年度中に、春日市教育委員会が推奨するフリースクールという一覧を作ろうと検討しております。

○安本委員

文部科学省にフリースクール利用者の出席扱いに関するガイドラインはなく、市教育委員会にある程度裁量があるのでしょうか。

○扇教育長

そのとおりでございます。

○安本委員

校長先生の責任が重いような気がしますので、ある程度、春日市教育委員会で要件のガイドラインやチェック項目のようなものを作成し、このフリースクールはチェック項目全てに合致するので推奨できますというようなものを校長に提示した方が良いのではないのでしょうか。

○扇教育長

最終的には、春日市教育委員会が認める形にしたいと思っております。保護者からの問い合わせも若干ございますので、教育過程や費用の関係も含めて情報共有をしていきたいと思っております。

○安本委員

フリースクールのスタッフは、教員免許を取得しているのでしょうか。

○扇教育長

基本的には取得しており、最低でもそのフリースクールに1人は教員免許を取得しているそうです。

○安本委員

中学校は教科制ですが、例えば、数学の先生はいるが社会の先生はいない場合などもあるのでしょうか。

○扇教育長

はい、ございます。近隣で一番進んでいると思うフリースクールはICTを使って、一人1台タブレットを持ち、学年に応じた学習内容を行っております。それをプリントアウトしてチェックをして評価を出しているフリースクールもございます。

○安本委員

その評価を元々行くはずだった学校のところに持ち帰って、校長先生等がチェックをし、これだったら要件を満たすという取扱いになるのでしょうか。

○扇教育長

はい、そういった取り扱いになります。教室に入れない児童生徒は、例えば中学校でしたらスマイルルームのような、校内にある教育支援教室にて指導・支援をいたしております。

す。教育支援教室にも入ることができないようであれば、教育支援センター内のマイスクールがございます。マイスクールには、一日過ごすことができる全日制、午前中の教科学習だけのⅠ部制、午後の体験活動だけのⅡ部制、教育支援センターに来ることはできないけれどICTを活用し繋がりを保つ在宅制を用意しております。在宅制からⅡ部制、Ⅰ部制を経て全日制に移行する児童生徒もかなりおります。ただし、教育支援センターも利用することができず、フリースクールを利用する児童生徒もおりますので、フリースクールまでを教育として連携したいなと考えております。情報交換をしながら、例えば教材の支援等、何らかの支援をしていきたいなと検討しております。

また、引きこもっている児童生徒に対しても、一人一台タブレットを配布しておますので、本人と保護者の了承を得た上で、オンラインで授業を配信し学習していき、定期テストについても紙を自宅に配布し、オンラインで行うよう検討しております。このようにICTを活用していくと、広い範囲に対応できるのではないかと考えております。

(2) 不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について

○扇教育長

続きまして、不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について説明をいたします。令和元年度に文部科学省より「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠取扱いについて」という通知が出されておまして、これを基に春日市教育委員会にて精査をして補足資料としております。これについては、学習評価、出欠の取扱いや指導要録上の記載方法を記載しております。学習評価につきましては、ただ評定を出すだけではなく、観点別学習状況の評価の必要性を留意するよう記載しております。教育支援センターやフリースクールの活用についても補足しており、合わせた形で先生方に理解を深めてもらおうと考えております。

ただいま説明しました内容について、協議をいたします。質疑、御意見等がございますか。

○魚屋委員

出席扱い等に関する7要件の中に、訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とするとありますが、先生に会いたくないという子どもに対して、対面指導は難しいのではないのでしょうか。そういう児童生徒に対してはどのように対応されるのでしょうか。

○扇教育長

対面指導は担任でなくとも差し支えありません。教育支援センターの指導員が行くこともございますし、また、画面越しでも良いのではないかと考えております。引きこもって

いる場合は対面することも難しいと思いますし、児童生徒の状態を慮り無理に対面しないよう指導していこうと思っております。

○染原委員

先生が自宅に来ることを嫌がる子どももいますので、幅広く柔軟に対応していただきたいと思います。

また、担任の先生が責任感で抱え込まないように、校内で相談できる体制も必要なのではないでしょうか。

○扇教育長

中学校には不登校専門員、小学校には教育相談員もおりますし、専門員ですので児童生徒や保護者との人間関係を作りやすく、担任に代わり児童生徒を訪問をする場合が多くございます。

○安本委員

小中での連携はできないのでしょうか。例えば、小学校までは欠席がなかったのに、中学校に入って不登校になった場合、小学校の先生とは人間関係ができていると思うので、そちらの先生の方が子どもは話しやすかったり受け入れやすかったりするのではないかと思います。

○扇教育長

そうですね。校長会では中学校ブロック毎に協議する時間を設けております。不登校関係でも具体的にできないかと検討していきたいと思っております。

不登校の実態の調査一覧表というものが各学校から提出されました。これは小学校1年生から中学校3年生までの、2年間の出席一覧、毎月の出席日数、児童生徒の考え方や保護者の考え方が記されております。不登校から不登校兆候に変わった子、初めて不登校兆候が出た子、解決した子というように分析したところ、学校によっては小学校1年生でも不登校兆候がある児童が多くおりました驚愕したところでございます。その生徒達を分析しましたところ、欠席日数は多くありませんが遅刻が多い児童が多いようでございます。その生徒達が2年生になった時にどうなるか経過観察をしていきたいと思っております。

(3) やむを得ず登校できない児童生徒の学習指導に関するガイドラインについて

○扇教育長

やむを得ず登校できない児童生徒の学習指導に関するガイドラインについて要綱等を示

しております。また、やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等を行うためのチェックリストを作成しております。これは、ICTを活用したらどのような授業でも良いというわけではないということを先生方に確認してもらうために作成しております。これは前回の教育委員会議でも少しお話をいたしました。指導要録 様式2（指導に関する記録）別記についての考えについて、春日市における取扱いを記載しております。これについては、文部科学省の通知を載せております。ただし、文部科学省の通知には、学びを止めないオンライン授業をしたときの対応が、不登校の児童生徒が出席扱いなのに対し、休校・学年・学級閉鎖の場合は指導要録の別記記載となっており、且つ出席停止と記載するようになっております。これについて、春日市教育委員会としては、今年度に限り、校長が出席と認める場合には指導要録の様式2の備考欄にオンラインによる学習と記載するような取扱いをしていくこととしております。春日市では8月末から全小中学校において、オンラインでの朝の会帰りの会と1日5時間授業をきちんと実施しており、これは春日市教育委員会がこのような教育課程で実施するよう命じたものでございますので、これについては出席扱いとするとしております。

【第4 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告についてでございます。

先日久しぶりに福岡事務所管内教育長会議が対面でございました。初めに福岡県との協議があり、その際に不登校支援のグランドデザインについて示される等しました。その後福岡事務所管内教育長の意見交換がありまして、一番各教育長から要望がありましたのは特別支援教育のあり方についてでございました。実践発表をした市では、特別支援学級が5年間で1.5倍増加をし、特別支援児童生徒数が1.3倍に増加をしたとのことでした。これは管内ほとんどの教育委員会で同じ状況でございます。特別支援学級児童生徒増に伴う特別支援学級増に苦慮しております。何に苦慮しているかと申しますと、教室の不足でございます。春日市でも教室が逼迫している学校がございますので、要望をして何らかの解決策を早急にとっていただくというような話を県としております。また、経験の浅い若年教諭が特別支援学級の担任をすることとなり、特別支援学級は困り感のある児童生徒が多いのに、教諭も困り感があつては行き詰ってしまうでしょう。50%は授業を行い、残りは交流授業をするよう福岡県から指導がっておりますが、50%にこだわるのであれば、財政や人材を担保するよう、ほとんどの教育長から要望が出ております。

不登校に関しては、管内で昨年度不登校者数が減少したのは春日市のみでございました。

報告は以上です。

(2) 教育委員報告

○染原委員

先日学校に行った時に、タブレットを使用した授業を見させていただきました。図工の時間でポスターを作製していたのですが、例えば虹を描きたいという時に、タブレットで虹を検索して、そこからイメージやインスピレーションを得てポスターを作成していくことをしていました。他に、英語の時間で魚の種類を検索していて、楽しく自分たちで教えあって授業を受けており、良いなと思って見ていました。

また、授業研修は学校等でどの程度行っているのか気になりました。言葉の精査というか、発問なのか指示なのか、色々なことをずっと話してらっしゃる先生もいらしてどこがポイントか分からないということが見受けられました。やはり、そこをきっちりしていくことが教員としての資質を高めることになるのではないかと思います。

○扇教育長

毎年教育長出前トークということで各学校に行っておりますが、来年から教育長出前トークを半分、授業訪問を半分というスケジュールの変更を検討しております。授業訪問の際に、教育委員の皆様のご都合がよければ一緒に訪問できればと考えております。その時にICTがどう活用されているか分析できればなと思っております。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 通級指導教室の指導体制の変更について

○扇教育長

次に事務局報告です。ア 通級指導教室の指導体制の変更について、事務局から報告をお願いいたします。

○今福学校教育課長

学校教育課でございます。通級指導教室の指導体制の変更についてでございます。令和4年度の通級指導教室の指導体制を大きく変更しようと考えておりますので報告をさせていただきます。資料として現時点における素案をお配りしております。最終的には議案として、春日市通級指導室設置要綱の一部を改正する告示を提案いたしまして、御審議と御議決をお願いすることとなりますが、今回あらかじめ方向性について説明をさせていただきます。

きます。

大きな変更は実施方法でございます。これまで本市の通級指導教室は春日小学校及び春日中学校の分室としていきいきプラザに設置し、通級指導教室を利用する児童生徒は保護者同伴で所属の学校から通っていました。いわゆるセンター方式ですけれども、この場合、大きく2つの課題がございました。1つ目は、保護者が仕事の都合等で同伴できない場合は、当該児童生徒は通級指導教室を利用できないことでございます。もちろん保護者同伴はメリットもございまして、指導時間に保護者へ児童生徒との関わり方や、家庭でできる取り組みを説明したり、実際の指導を見学してもらえらるということがあります。しかし、年に数名通級指導教室を利用したいが保護者同伴ができないという児童生徒がおりまして、センター方式しか選択できない課題と捉えていたものでございます。2つ目は、学校からいきいきプラザまで移動する、移動時間のロスです。指導教室を利用する児童生徒は指導時間の90分に加えて、教室と学校の往復の時間を費やさなければならず、学習面にも影響が及ぶこととなります。そこで、来年度からセンター方式のみという指導体制を改めて、自校巡回方式を基本としながら、それとの併用したものに改めようとするものです。自校巡回方式の場合は移動時間のロスを考えなくて良いので、一コマの指導時間も45分で構わないということになります。現在通級指導教室の利用規模も増加しておりますが、その対応も柔軟にできるのではないかと考えております。具体的な変更ですけれども、小学校2校と中学校2校を拠点校として、指導員である教員の配置換えをして自校における指導とし、中学校3校と小学校4校は指導員が巡回して指導を行うよう改めたいと考えております。現時点での想定ではありますけれども、数校の組み合わせで、通級指導教室の指導員の配置基準、利用する児童生徒が13人以上ということでございますが、基準を満たし、現在と同人数の指導員配置を確保できるよう工夫をしたものでございます。センターにおける指導の利用を継続する3校は、指導のための教室の確保が難しいなどの理由によるものでございます。なお、一部の児童生徒は防音室等専用の設備が必要となり学校の環境では指導が難しいことも考えられますので、このような場合もセンターでの通級指導教室の利用を想定しております。このように来年度からセンター方式のみの指導を改め、自校巡回方式を基本としたセンター方式との併用を採用していく考えでございます。説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました報告について、ご質問はございませんか。

○魚屋委員

巡回は指導員の方が2校に行く等の方法で行うのでしょうか。

○今福学校教育課長

はい、そのとおりです。

○魚屋委員

そうなると、週に3日とか2日とかは時間で分けるのでしょうか、曜日で分けるのでしょうか。

○今福学校教育課長

教員の移動時間のロスを考えると、曜日で分けた方が合理的ではないかと思っておりますが、児童生徒の実状に合わせて柔軟に対応したいと思います。

イ 教職員のSNS等利用に関するガイドラインについて

○扇教育長

次に、イ 教職員のSNS等利用に関するガイドラインについて、事務局から報告をお願いいたします。

○今福学校教育課長

教職員のSNS等利用に関するガイドラインについて説明いたします。本年度から児童生徒一人に対して1台のタブレット配布を本格的に始めておりますけれど、情報機器を活用した学習の車の両輪として、情報機器の適切な使い方・正しい付き合い方、個人情報を含めた情報の正しい取扱い、その情報の見極め等、いわゆる情報リテラシー教育というものを併せて推進していく必要がございます。この情報リテラシー教育については、本年度実施したICT教育に関する教育研修の中でも、研修コンテンツとして取り入れられているものでございます。ただ、児童生徒に対する情報リテラシー教育の必要性を実感し、何をどのように教えていくのかという研修ももちろん大切なことではございますけれど、児童生徒への情報リテラシー教育を進めていくに当たり、まず、教員自身のSNS等の適切な利用、自らがまず襟を正していくことが必要と考え、このガイドラインを作成したものでございます。既に福岡県教育委員会が同じ趣旨内容のガイドラインを作成しておりますので、その内容を踏まえ、かつ、他団体のものを参考にしながら若干変更を加え、市が既に定めておりました関連の条例等と整合を図る形で再構成しております。ガイドラインの詳しい内容は後程ご覧いただければと思いますけれど、趣旨を一言で申し上げるのであれば、密室を決して作らないことに尽きます。児童生徒やその保護者等々、SNS等を取り取りをするのであれば、学校の公式アカウントと学校の情報機器を使用して、職員で情報を共有することが基本でございます。これによらない合理的な事情がある場合でも、学校長の許可を得た上で、学校管理職を含む複数の教員が通信内容を確認できる状態を作る

ことが重要だと考えております。また、本ガイドラインではSNS等の私的な利用についても一部を制限し、注意を払うことを求めています。本ガイドラインの趣旨を踏まえた適切な使用が教職員自身と学校を守ることになります。ひいては児童生徒や保護者を守ることにもつながりますので、是非徹底していただきたいと考えているものでございます。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました報告について、ご質問はございませんか。

○安本委員

現在、児童生徒や保護者と連絡を取る場合は、学校の機器を使用して学校から連絡を取るのででしょうか。それとも自宅に帰られてから連絡をとることもあるのでしょうか。

○谷委員

クラス単位で、担任先生とやり取りをする連絡ノートがありますよね。SNS等での連絡はまずないです。あと、学校はいくつか発信専用の携帯電話を持っているので、それから連絡があることもあります。

○安本委員

個人のスマホや携帯には児童生徒の情報は入れずに、学校の情報機器を使用すれば通信履歴が残るのでこのような問題は起こりにくいのではないのでしょうか。

○谷委員

今、一人に一台タブレットを配布していますし、これからこのような問題が起こる可能性があるからガイドラインを制定されたのではないのですか。そうでなければ先生のモラルの問題ではないのでしょうか。

○今福学校教育課長

まず、学校保有の発信専用携帯電話については、場合によっては受信も可能です。受信をしたい保護者の携帯番号を、緊急事態においてご家庭と連絡を取り合う際に、期間を定めて登録しておけば可能となります。また、タブレットについて、一斉連絡をすることはできますが、それは他の児童生徒の目にも触れますし、当然他の教員も見ることができませんので問題はございません。実際、不登校になった児童生徒とアカウントの交換をしている例がありました。

○安本委員

結局、それがおっしゃっていた密室ですよ。

○今福学校教育課長

おっしゃるとおりです。ですので、それを他の教員が見える状態にするか、学校管理職の許可を得て定期的に報告をしたら密室にはならないので、教員にはそれを徹底していただきたいと考えております。私的な目的で児童生徒や保護者とSNSのやり取りをしてはいけないということは福岡県教育委員会からも通知が来ておまして、重ねて春日市教育委員会でもガイドラインを作成したものでございます。

○藤井教務課長

教職員と児童生徒とのプライベートな関係でのやり取りや、保護者との個人的なやり取りはガイドラインに則って、制限をしていくところではございますが、緊急に学校や先生に連絡を取りたい場合、例えば命の危険性がある等、どうしても今日中に伝えなければならぬことが発生するかと思います。ただし、その場合には、それぞれの先生方は児童生徒に対して個人の携帯番号を教えてはおりませんので、まず、学校に各御家庭から電話をしていただくこととなります。休日や深夜の場合には、留守番電話のメッセージの中に、緊急の場合には市役所に電話をするようにとのメッセージを入れております。それに基づきまして、市役所に電話いただきましたら、休日や深夜にも常駐しております警備員から教育委員会の担当職員に連絡がありますので、担当から直接保護者に御連絡をいたします。そして、要件をお伺いした上で、学校への連絡が必要と判断しましたら、各学校の方と繋ぐ形をとっております。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、報告がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

文化財課でございます。令和3年度出前展示「発見！須玖遺跡群のおもり」については、奴国の丘歴史資料館の休館に伴い、須玖遺跡群のおもりをふれあい文化センターから図書館と巡回展示をいたしまして、現在市役所1階市民ホールにて12月24日まで展示しております。市役所でございますので、まだご覧になられていない方は是非ご覧ください。

【第5 調整事項】

- (1) 11月定例教育委員会議の日程について
令和3年11月19日（金） 午前9時 決定

- (2) 12月定例教育委員会議の日程について
令和3年12月22日（水） 午前9時 予定

- (3) 11月教育委員懇談会の日程について
令和3年11月19日（金） 午前10時 決定

午前10時50分 閉会